令和６年度第１０回

南国市農業委員会議事録

令和７年１月８日（水）

令和６年度第１０回農業委員会議事録

日　時　令和７年１月８日（水）　午後１時３０分～午後２時１５分

場　所　南国市役所　４階　大会議室

議　題

（１）　農地法第３条の規定による許可申請の件

（２）　農地法第５条の規定による許可申請の件

（３）　南国市農用地利用集積計画の件

（４）　買受適格証明願について

議案外

（１）　農地法第３条の３の規定による届け出の件

（２）　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の件

（３）　農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出の件

（４）　非農地証明願の件

（５）　農地法第３条の規定による許可の取り消し願の件

その他

○令和６年度農作業受委託料金算定基礎について　農林水産課

出席者（農業委員　１７名）

会長　濵田　好典	第一副会長　池　正人	第二副会長　鈴木　郁馬	
１番　金田　善充	２番　山本　修平	４番　杉本　和繁	５番　髙芝　澄生
６番　末政　隆一	７番　楠瀬　理枝	８番　武市　忠雄	１１番　植野　永子
１２番　松岡　清	１３番　今井　まち	１４番　窪田　理佳	１５番　山本　桂
１７番　垣内　育男	１９番　森尾　晴代		

欠席者（農業委員　　２名）

１６番　平田　修三	１８番　田岡　崇

出席者（農地利用最適化推進委員　１５名）

１番　西本　良平	２番　齋藤　喜美子	５番　和泉　依	６番　門田　理博
７番　利岡　邦彦	８番　西岡　祐三	９番　武市　憲雄	１０番　北原　章吾
１１番　山北　泰司	１２番　北村　一弘	１３番　武内　俊暁	１４番　中村　和雅
１５番　岡田　廣志	１６番　橋詰　昌明	１７番　井上　丈夫	

欠席者（農地利用最適化推進委員　２名）

３番　門田　俊一	４番　筧　和幸

出席職員

事務局長	弘田　明平	次長兼係長	清岡　さゆり
主　　査	穂積　孝昌		

議事録署名委員

７番　楠瀬　理枝	８番　武市　忠雄

会長	ただいまから第１０回定例総会を始めます。議案第１号、農地法第３条権利移動申請許可申請について下記の通り受理しましたので、農地法第３条第１項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和７年１月８日、南国市農業委員会、会長、濵田好典。申請受理件数１１件。申請受理面積、田 8,261 ㎡、畑 1,916.06 ㎡、計 10,177.06 ㎡。事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案第１号、農地法第３条権利移動許可申請について説明いたします。受付番号８３号です。譲受人は４５歳。申請地は、十市の畑 622 ㎡、売買による所有権移転で、規模拡大のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は４年です。農作業には、本人が従事します。取得後は、ネギを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。８３号については以上です。 受付番号８４号です。譲受人は６６歳。申請地は、浜改田の田畑７筆で、計 2,266 ㎡、売買による所有権移転です。県外に住む親戚筋から、自己所有地の隣地で耕作に便利なため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、機械を所有しておりませんで、リースをしています。農作業歴は４０年です。農作業には、本人が従事しています。取得後は、これまで通り水稲を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。８４号については以上です。 受付番号８５号です。本案件の申請地は、令和４年度に農地法第３条及び第５条の許可を受けた土地になりますが、その許可の取消願いが提出されておりますので、まずその報告をいたします。議案書の最後の４６ページをご覧ください。農地法第３条許可取消報告で、受付番号は１号と２号です。申請地は、東崎と下野田の田３筆で、計 885.08 ㎡です。こちらについては、営農型太陽光の発電施設を設置することを目的として、令和５年３月２３日に農地法第３条の許可を受け、地上権設定をする予定でありましたが、その後、地上権設定の登記を完了する前に、契約の解除がおこなわれたとのことで取り消し願が提出されました。登記を確認したところ、権利設定は行われておりませんでしたので、取り消し願を受理しております。また、農地法第５条につきましては、高知県知事のほうで、令和５年１２月２７日付で取り消し願が承認されたとの確認をしておりますので、ご報告いたします。取消報告については以上です。 それでは先程の議案書４ページ、８５号に戻ります。申請地は、東崎と下野田の田３筆で、計 2,782 ㎡です。売買による所有権移転で、規模拡大するため取得します。譲受人が法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たしていないと農地は取得できないため、その要件を確認します。本日、配付しております当日配付資料で説明いたしますので、こちらをご覧ください。要件は４つあります。資料の上半分に、４つの要件を示しておりますが、これを譲受人について、下半分で確認していきます。まず、１の法人形態要件ですが、譲受人は株式会社ですので、１の要件を満たしています。次に、２の事業要件です。自ら生産した農産物の売上げが全体の売上の１００％で、過半となっているため、要件を満たしています。次に、３の議決権要件です。農業関係者が総議決権の１００％を占めており、過半となっているため、要件を満たしています。最後に４の役

	員要件です。役員というのは取締役になります。その取締役の過半が農業に常時従事している構成員つまり株主でないと要件を満たさないことになります。こちらについても、過半が常時従事している株主になっておりますので、要件を満たしています。以上のことから、譲受人は、農地所有適格法人であるということになり、農地を取得することができます。要件の説明については以上です。譲受人の経営農地は、全て耕作または管理されており、また、譲受人はトラクターなども所有しています。取得後は青ネギを栽培し、地域の防除基準に従うため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。８５号については以上です。 受付番号８６号です。譲受人は４６歳。申請地は、堀ノ内の田で、810 ㎡、売買による所有権移転です。自作地の隣で耕作に便利なため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は２０年です。農作業には、本人と妻と父母が従事します。取得後も、これまで同様、水稲を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。８６号については以上です。 受付番号８７号です。譲受人は７８歳。申請地は、頴石の田で、1,607 ㎡、売買による所有権移転です。連作障害予防と規模拡大のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は２０年です。農作業には、本人と妻と子が従事します。取得後は、カンショと白ネギを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。８７号については以上です。 受付番号８８号です。譲受人は７５歳。申請地は、里改田の畑、119 ㎡、譲渡人からの要望で、売買による所有権移転です。譲受人は、近隣で農地を借りて耕作をしておりますが、農地取得は今回初めてになりますので、営農計画書が提出されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は４年です。農作業には、本人と妻が従事します。取得後は、果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。８８号については以上です。 受付番号８９号です。譲受人は７６歳。申請地は、里改田の畑２筆で、計 271.06 ㎡、譲渡人からの要望で、贈与による所有権移転です。譲受人は、住所は県外ですが、実家が申請地に近く、月の半分程度は帰省して、家や畑の管理をしています。農地取得は今回初めてであるため、営農計画書が提出されておりますが、実家の農地を耕作しており、農作業歴は４０年です。譲受人は、機械を所有していないため、機械が必要のない規模で耕作します。農作業には本人が従事します。取得後は、里芋、サツマイモ、果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。８９号については以上です。 議案書６ページ、受付番号９０号です。譲受人は８１歳。申請地は、岡豊町吉田の畑２筆で、計 142 ㎡、贈与による所有権移転です。自宅の隣で耕作に便利で、また譲受人からの要望で、雑草防止もかねて取得します。譲受人は、今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。譲受人は、耕耘機を所有しており、農作業歴は

	５年です。農作業には本人と夫が従事します。取得後は、大根、エンドウ、水菜などを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。９０号については以上です。 受付番号９１号です。譲受人は２名で、３５歳と２６歳の夫婦です。申請地は、伊達野の田、812 ㎡、売買による所有権移転です。申請地に隣接する家屋の購入をきっかけに、今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。譲受人は、機械を所有していないため、機械が必要のない規模で耕作します。農作業歴は、夫がなし、妻が５年です。農作業には、夫婦が従事します。取得後は、ミョウガを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。９１号については以上です。 受付番号９２号です。譲受人は７２歳。申請地は、大埇の畑 373 ㎡、受付番号９３号との交換による所有権移転です。以前から耕作利便のために土地を交換しており、登記簿上の名義人と現実の所有者が相違しているため、今回現状に合わせて、交換取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は４０年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。取得後は、これまで同様、ニラを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。９２号については以上です。 受付番号９３号です。譲受人は８１歳。申請地は、大埇の畑 373 ㎡、受付番号９２号との交換による所有権移転です。以前から耕作利便のために土地を交換しており、登記簿上の名義人と現実の所有者が相違しているため、今回現状に合わせて、交換取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は１７年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、これまで同様、野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。９３号については以上です。 なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしくお願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、農地法第３条第１項の規定により許可してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。
会長	次に議案第２号、農地法第５条権利移動許可申請について、農地法第５条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第５条第３項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和７年１月８日、南国市農業委員会、会長、濵田好典。申請受理件数２件。申請受理面積、田 275.61 ㎡、畑 2,327 ㎡、計 2,602.61 ㎡。事務局説明をお願いします。
穂積主査	議案第２号を説明します。受付番号２２号です。議案書は８ページ、別紙位置図は２ページをお願いします。申請地は下野田及び西野田の田３筆合計 275.61 ㎡、所有権の

	移転により駐車場への転用です。また、申請地に接する赤線及び青線を払い下げし一体利用する計画です。申請人は病院、介護老人保健施設等を営む法人です。申請地の周辺には申請人の営む病院や施設が多数ありますが、従業員等の駐車場が不足しているため本申請に至ったとのことです。申請地の農地区分は、とさでん交通後免町駅から概ね３００m 以内にある農地であるため第３種農地に該当し、立地基準を満たすものと考えます。続いて土地利用計画について説明します。別紙の３ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画は特になし、整地計画は砕石敷き。進入計画は西側市道から。排水計画は自然浸透です。周囲の状況については、北側農道水路、東側鉄道用地、南側水路を通して駐車場、西側市道であり、周囲に農地はありません。また、管轄の土地改良区から転用に問題ない旨の意見書の提出があります。他法令については、開発許可等が不要であることを確認しております。説明は以上です。 次に受付番号２３号の案件が抜けておりますが、２３号は補正対応中のため、次回以降の定例総会で審議する予定となっております。 ２４号です。別紙位置図は４ページをお願いします。申請地は十市の畑の 162 ㎡、所有権の移転により自宅の駐車場への転用です。こちらの案件は譲渡人、譲受人それぞれの土地を交換する案件となっております。譲渡人が非農地、譲受人が農地を受け取る計画ですが、譲受人は受け取る農地を駐車場にしたいため本転用申請が提出されております。転用理由は、現在利用している自宅用駐車場が狭いため拡張したいとのことです。農地区分は、10ha 以上の集団農地に属するため第１種農地に該当し原則転用許可はできない農地ですが、不許可の例外である集落接続に該当するため立地基準を満たすものと考えます。土地利用計画図は５ページです。配置は図の通りです。用途につきましては、家族用駐車場が２台、農業用駐車場が１台です。造成計画は特になし、整地計画は市道の高さに揃えるよう数センチならす程度です。進入計画は南側市道から。排水計画は、地下浸透です。周囲の状況については、北側雑種地及び山林、東側宅地、南側市道を挟み同意のある農地、西側雑種地となっており、周辺農地から同意書を取得しており、被害防除措置は不要と判断します。他法令については、許可不要であることを確認しております。説明は以上です。 次に受付番号２５号です。位置図は別紙６ページです。申請地は十市の田３筆計 2,165 ㎡。賃借権を設定して、砂利採取及び採取地への進入路への一時転用です。転用期間は許可日から１年間です。申請地の選定理由は、非耕作地であることと、周囲の同意を概ね得ることができるためとのことです。申請地の農地区分は、農用地区域内の農地ですが、農地法施行令第１１条第１項第１号に該当する一時転用であるため、例外的に立地基準を満たします。つづいて土地利用計画について別紙７ページをお願いします。全体利用計画は砂利採取及びその進入路で、隣接地から２mから４mの幅をとって採取する計画です。造成計画については、掘削した表土を申請地内で分散して保管し保管。採取後は採取前の高さと同じになるよう埋め戻しをする計画です。進入計画は、申請地南側の市道から南国市所有の土地を経由して進入する計画です。排水計画については地下浸透です。周囲の状況については、北側農地、南側南国市名義の土地、西側農地、

	東側墓地及び農地です。周辺農地からは概ね同意を取得しておりますが、一部、土地の所有者が認知症等の理由で対応できなかった等の理由で、被害防除計画書の提出がありますので、別紙８ページをお願いします。現地確認の委員からは、砂利採取の案件であり、構造物が建つこともないため日照、通風等の影響はないものであると判断いただいております。他法令については砂利採取法の許可見込み有と確認しております。２５号は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、農地法第５条第３項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第３号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和７年１月８日、南国市農業委員会、会長、濵田好典。まず初めに受付番号２１３号と２１８号は池副会長の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 （池副会長　退室） 事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案書２３ページ、２１３号です。借人は、６０歳。申請地は前浜の田７筆で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり 10,000 円を現金で支払うというものです。 続きまして、議案書２６ページ、２１８号です。借人は、６０歳。申請地は前浜の田３筆で、１年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、３筆で現金 30,000 円と米６０kgの物納とで支払うというものです。説明は以上です。ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （池副会長　入室） 事務局、残りの説明をお願いします。
清岡次長	議案書１１ページに戻っていただきまして、受付番号１９４号からは農地中間管理事業の一括方式です。１９４号、１９５号、１９６号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、４９歳。申請地は立田と下野田の田計９筆で、いずれも３年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１９４号と１９５号が１０ａあたり 5,000 円、１９６号が約 4,500 円を振込するというものです

	１９７号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稲生の田で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり5,000円を振込するというものです。 １９８号です。借人は、４９歳。申請地は、立田の田４筆で、３年の使用貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 １９９号、議案書１４ページの２００号、２０１号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稲生の田８筆で、いずれも５年の使用貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 ２０２号です。借人は、４８歳。申請地は、稲生の田で、５年の使用貸借権を設定して、花卉、水草を作るというものです。 ２０３号、議案書１６ページの２０４号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、立田の田３筆で、５年３か月の使用貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 ２０５号、２０６号も、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、７４歳。申請地は、下末松と廿枝の田１５筆で、２０５号が１０年、２０６号が５年の使用貸借権を設定または更新して、水稲を作るというものです。農地中間管理事業の一括方式は以上になります。 議案書１９ページは農業公社の農地売買等事業による所有権移転です。譲渡人から一度農業公社が買い受けて、その後、担い手に売り渡されるものです。申請地は、２０７号、２０８号ともに大埇の田で、売買価格につきましては、議案書のとおりです。 続きまして、議案書２０ページからは、相対の利用権設定になります。受付番号２０９号と２１０号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、中谷と上倉の田畑１９筆で、２０年の賃貸借権を設定して、タケノコ、四方竹、ヘチマ、ハーブを作るというものです。賃料は、２０９号が１０ａあたり11,600円、２１０号が１筆で10,000円を現金で支払うというものです。 議案書２２ページ、２１１号と２１２号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、４４歳。申請地は里改田の田４筆で、期間は２１１号が９年９か月、２１２号が１０年の賃貸借権を設定して、オクラ、サニーレタスを作るというものです。賃料は、１０ａあたり10,000円を振込するというものです。 ２１３号は審議済みですので、２１４号です。借人は、６４歳。申請地は、金地の田４筆で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米３０kgを物納するというものです。 議案書２４ページ、２１５号です。借人は、７６歳。申請地は、伊達野の田５筆で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、５筆で米６０kg相当の金額を振込するというものです。 ２１６号です。借人は、６９歳。申請地は、岡豊町吉田の田２筆で、３年の賃貸借権

	を設定して、ゴーヤを作るというものです。借人は、今回初めての貸借になりますので、営農計画書が提出されています。賃料は、２筆で 150,000 円を振込するというものです。 ２１７号です。借人は、４５歳。申請地は、里改田の田２筆で、３年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、２筆で米６０kgを物納するというものです。すみません、議案書の印刷が誤っており、相当の金額となっておりますが、正しくは物納になります、申し訳ありません。 続きまして、議案書２６ページ、２１８号は審議済みですので、２１９号です。借人は、４７歳。申請地は、大埴の田２筆で、５年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は１０ａあたり米６０kgを物納するというものです。以上が農用地利用集積計画の説明になります。ご審議お願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして、議案第４号、競売により売却される農地の権利の取得者としての買受適格証明願を受理しましたので、審議を願います。令和７年１月８日、南国市農業委員会会長、濵田好典。事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案第４号の買受適格証明について説明します。裁判所で競売になった農地の入札に参加する場合、その入札者は農地法第３条の許可を受けることができる者であることを証明する書類が必要になります。これを買受適格証明といいますが、今回、その証明願が提出されましたので、申請人について農地法第３条の審査基準に基づき審査を行います。審査のうえ、承認されましたら、申請人に対して買受適格証明書を交付いたします。なお、競売で落札した後の流れについてですが、落札者からはあらためて落札証明書を添付して農地法第３条申請が提出されることになります。しかし、要件の審査は今回済んでいることになりますので、委員会への議案としては諮らず、速やかに３条許可書を発行し、委員会へは議案外の案件として報告させていただくことになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは本案件について説明します。議案書２８ページをご覧ください。申請人は５３歳。競売により権利を取得しようとする農地は、里改田の畑 100 ㎡です。自宅の隣で自家菜園確保のために取得します。申請人の経営農地は、全て耕作または管理されています。申請人は、トラクター等を保有しており、農作業歴は３５年です。農作業には、本人が従事しています。取得後はホウレン草など野菜を作るということですので、周辺の農地への影響はないということです。以上、申請人を買受適格者として承認してよろしいかご審議をお願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし）

	ないようでございますので承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了です。議案外はお目通しください。 （午後２時１５分終了） その他 ○令和６年度農作業受委託料金算定基礎について　農林水産課

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和7年2月7日

会　　長　濱田好典

議事録署名委員　南瀬理枝

議事録署名委員　武市忠雄